

第9期文化政策部会の主な審議事項について

1. 設置要項

本部会の設置要項（平成23年2月28日文化審議会決定）においては、調査審議事項として以下のとおり定める。

- (1) 文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2) その他

2. 主な審議事項

今期の部会では、第3次基本方針（下記抜粋を参照）を踏まえ、重点戦略に係るPDCAサイクルの確立を目指して、その適切な進行管理を図る。

具体的には、主として以下の事項について調査審議を行う予定。

① 重点戦略に掲げられた各施策の進捗状況について

- 「六つの重点戦略」に掲げられた各施策の進捗状況を点検するとともに、不断の改善を図るため、今後の文化政策（予算や制度を含む）について検討する。
 - 進捗状況の点検の一環として、
 - ・ 文化芸術活動への助成に係る審査・評価等の仕組みの在り方
 - ・ 劇場・音楽堂等の制度的な在り方
 - ・ 国立文化施設等の運営の在り方 等
- について、別途の有識者会議等における検討状況なども踏まえつつ検討する。

② 重点戦略に掲げられた施策のうち主なものに関する評価手法等について

- PDCAサイクルの確立を図るためにには、的確な「検証」に必要となる評価手法を確立することが不可欠であることから、文化庁による調査研究等を踏まえつつ、①の進捗状況の点検と併せ検討する。

【参考】第3次基本方針（抄）

第2 文化芸術振興に関する重点施策

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

(2) 計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等

本基本方針に基づく文化芸術振興施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上に資するため、重点戦略に係る計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立し、各施策の進捗状況を点検するとともに不断の改善を図る必要がある。このため、文化審議会において、重点戦略に基づく施策の進捗状況を年度ごとに点検することとし、併せて有効な評価手法の確立に努める。

その際、文化芸術各分野及び各施策の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価を行うとともに、年度によって選択的に軽重を付した評価を行うことも検討する。また、施策の評価のみならず企画立案等にも必要な基礎的データの測定・収集、及び中長期的な影響・効果の測定手法など各種調査研究の充実を図る。